

平成 30 年 度

高宮町川根財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

安芸高田市監査委員

平成 30 年 度
高宮町川根財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度高宮町川根財産区特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定められた書類の審査を終了したので、次のとおり意見を付します。

令和元年 9 月 25 日

安芸高田市監査委員 女 鳥 清 治

安芸高田市監査委員 石 飛 慶 久

安芸高田市長 浜 田 一 義 様

目 次

平成 30 年度高宮町川根財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の場所	1
4 審査の手続	1
第 2 審査の結果	1
1 決算収支の状況	1
2 予算執行の状況	2
(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	3
3 財産に関する調書	4
(1) 公有財産	4
(2) 基金	4
4 むすび	4

(注)

1 文中及び表中の比率 (%) は、原則として小数第 2 位を四捨五入した。したがって、表中の構成比の合計が 100.0 にならない場合がある。

2 表中の符号の用法は次のとおりである。

「△」：負数 「－」：算出不能又は該当なし 「\」：算出せず
「皆増」「皆減」：比率の対象数値が「0」のもの

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成30年度高宮町川根財産区特別会計歳入歳出決算
- (2) 平成30年度高宮町川根財産区特別会計歳入歳出決算に付属する書類
証書類
歳入歳出決算事項別明細書
実質収支に関する調書
財産に関する調書

2 審査の期間

令和元年8月30日から令和元年9月24日まで

3 審査の場所

安芸高田市役所第一庁舎監査委員事務局

4 審査の手続

審査に付された歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより実施した。

第2 審査の結果

歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね適正であると認めた。

なお、決算収支の状況、予算執行の状況、財産に関する調書等の審査結果の詳細は以下のとおりである。

1 決算収支の状況

当年度の決算収支の状況は、第1表のとおりである。歳入が前年度比8.1%減の1,434千円、歳出は前年度比15.0%増の146千円となっている。形式収支は1,288千円で、翌年度へ繰越すべき財源はなく、実質収支が1,288千円の黒字、さらにこれから前年度の実質収支1,433千円を差し引いた単年度収支は、145千円の赤字となっている。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区 分	30年度	29年度	増減額	増減率
歳 入 (A)	1,434	1,560	△ 126	△ 8.1
歳 出 (B)	146	127	19	15.0
形式収支 (A)－(B) (C)	1,288	1,433	△ 145	△ 10.1
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	0	0	0	—
実質収支 (C)－(D) (E)	1,288	1,433	△ 145	△ 10.1
単年度収支 (E-前年度のE)	△ 145	△ 125	△ 20	

2 予算執行の状況

(1) 歳入の状況

当年度の歳入の状況は、第2表のとおりである。収入済額は1,433,797円で、予算現額に対する収入率は99.3%、調定額に対する収入率は100.0%となっている。不納欠損額及び収入未済額は、生じていない。

第2表 歳入の状況

(単位：円、%)

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不 納 欠損額	収 入 未済額	収入率	
						対予算 (C/A)	対調定 (C/B)
1 財産収入	3,000	0	0	0	0	0.0	—
2 寄附金	1,000	0	0	0	0	0.0	—
3 繰越金	1,437,000	1,432,438	1,432,438	0	0	99.7	100.0
4 諸収入	3,000	1,359	1,359	0	0	45.3	100.0
歳入合計	1,444,000	1,433,797	1,433,797	0	0	99.3	100.0

歳入の比較は、第3表のとおりである。歳入合計は前年度に比べて125,873円(8.1%)減少している。主なものは、繰越金125,117円(8.0%)の減少である。

歳入の構成比をみると、繰越金が99.9%を占めている。

第3表 歳入の比較

(単位：円、%)

区 分	30年度		29年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 財産収入	0	0.0	0	0.0	0	—
2 寄付金	0	0.0	0	0.0	0	—
3 繰越金	1,432,438	99.9	1,557,555	99.9	△ 125,117	△ 8.0
4 諸収入	1,359	0.1	2,115	0.1	△ 756	△ 35.7
歳入合計	1,433,797	100.0	1,559,670	100.0	△ 125,873	△ 8.1

(2) 歳出の状況

当年度の歳出の状況は、第4表のとおりである。支出済額は145,567円で、予算現額に対する執行率は10.1%、翌年度繰越額はなく、不用額は1,298,433円となっている。

第4表 歳出の状況

(単位：円、%)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (A-B-C)	執行率 (B/A)
1 議会費	106,000	100,986	0	5,014	95.3
2 総務費	71,000	44,581	0	26,419	62.8
3 予備費	1,267,000	0	0	1,267,000	0.0
歳出合計	1,444,000	145,567	0	1,298,433	10.1

歳出の比較は、第5表のとおりである。歳出合計は、前年度と比べ18,335円(14.4%)増加している。

構成比は、議会費が69.4%、総務費が30.6%となっている。

第5表 歳出の比較

(単位：円、%)

区 分	30年度		29年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 議会費	100,986	69.4	127,232	100.0	△ 26,246	△ 20.6
2 総務費	44,581	30.6	0	0.0	44,581	皆増
3 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	145,567	100.0	127,232	100.0	18,335	14.4

3 財産に関する調書

財産の当年度における異動及び当年度末現在高の状況は、第6表のとおりである。

(1) 公有財産（行政財産）

ア 土地・建物

当年度中の増減はなく、土地・建物はない。

イ 山林

当年度中の増減はなく、当年度末の現在高は 29,585.00 m²となっている。

ウ 有価証券

当年度中の増減はなく、有価証券はない。

エ 出資による権利

当年度中の増減はなく、出資による権利はない。

(2) 基金

当年度中の増減はなく、基金はない。

第6表 財産の増減状況

区 分		単位	29年度末現在高	30年度中増減高	30年度末現在高
公有財産	土地・建物	m ²	0.00	0.00	0.00
	山林	m ²	29,585.00	0.00	29,585.00
	有 価 証 券	千円	0	0	0
	出資による権利	千円	0	0	0
	基 金	千円	0	0	0

4 むすび

平成30年5月25日に「森林経営管理法案」、平成31年3月27日に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が可決成立し、新年度から森林環境譲与税の譲与が先行して始まり、市町村を主体とする森林行政の新システムが始動した。

平成10年の森林法改正以来、森林行政における市町村の役割が重視されるようになったが、十分な財源措置や組織体制が整わぬまま、必ずしも主体的な役割が果たせなかった。今回の新システムでは、市町村による森林管理に焦点を当てた政策として注目される。

本市に於いては、森林資源の適切な管理として、ひろしまの森づくり事業「森の学校」プロジェクト事業、里山林整備事業に加え、平成31年度より森林経営管理事業がスタートしており、林業としては追い風と思われる。

また、ある財産区に於いては、分収造林の一部伐採時期を迎え既に施業し、次年度も継続事業となるところもある。

しかし、木材需要及び価格は、依然低迷を続けており、財産資源としてだけではなく、災害防止や水源涵養など、環境資源としても重要な役割を担う山林を管理する環境は、きわめて厳しい状況が続いている。

こうした中、管理経費の節減に努めながら山林の保護にあたられ、財務においても、正確かつ堅実な運営を行っている。

今後も適切な経営管理を継続し、財産の保全に努められたい。